

その先の、道へ。北海道 Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道医療計画

(平成30年度~平成35年度)

平成30年3月

北 海 道

第4節 アレルギー対策

現状

- 依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われています(気管支喘息が118万人、花粉症を含むアレルギー性鼻炎は67万人、アトピー性皮膚炎が46万人)。*1
- 平成27年12月に施行されたアレルギー疾患対策基本法に基づき、平成29年3月には「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が策定され、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症及び食物アレルギーについて、対策の総合的な推進を図ることとしています。
- 医療の進歩に伴い、科学的見地に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきていますが、全ての患者がその恩恵を受けるためには、診療に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)などにのっとった医療の更なる普及が必要です。
- 重症例や治療が困難な症例等の場合は、専門医療機関による治療が必要となりますが、北海道では、アレルギーの専門外来は80医療機関に設置されています。*2
- また、アレルギー疾患に関する高度な専門知識・技術を持つ医師の認定制度として、 一般社団法人日本アレルギー学会(以下「学会」という。)が認定する専門医制度があ ります。北海道では、専門医として認定された医師数は84人ですが、都市部に集中して いる状況にあります。*3
- アレルギー疾患については、その症状が多様であることや治療が困難な側面もあり、 民間療法も含め膨大な情報が氾濫していることから、厚生労働省、北海道及び学会等 では、ホームページなどを活用し、アレルギー疾患に関する最新の正しい情報提供に 努めています。
- アレルギー疾患は、患者ごとに原因物質も異なったり、同じ原因物質でも全く異なる症状が出現するなど、個別の対応が重要となります。また、その症状は、生活の質(QOL)の低下に関係するものが多く、患者は身体的な面だけでなく、精神的、心理的な負担もあることから、医療提供体制に加え相談体制が必要となります。
- 現在、保健所では、アレルギー疾患に関する相談に対応しています。さらに専門的 な相談が必要な場合には、道内のアレルギー学会認定専門医について情報提供を行っています。
- また、学会ではアレルギー相談センターを設け、電話等による相談を行っています。

【アレルギー相談センターの連絡先】

TEL: 0.3-5.81.7-8.5.8.9 https://allergy-sodan.jp/

FAX: 03-5817-8589

^{* 1} 厚生労働省「患者調査」(平成26年)

^{*2} 北海道医療機能情報システム(平成29年8月)

^{*3} 一般社団法人 日本アレルギー学会ホームページ専門医リスト (平成29年8月15日現在)

課題

(医療提供体制等の確保)

アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療提供体制の整備を通じ、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進める必要があります。

(情報提供・相談体制の確保)

国及び学会等と連携し、正しい情報をより分かりやすく住民に提供する必要があります。また、個別かつ多様な相談に的確に対応できるよう、相談体制の充実を図る必要があります。

施策の方向と主な施策

(医療提供体制等の確保)

北海道アレルギー疾患医療拠点病院の選定

アレルギー疾患医療の拠点となる「北海道アレルギー疾患医療拠点病院」(以下「拠点病院」という。)を選定し、当該病院と日々のアレルギー疾患診療を提供している診療所(歯科診療所を含む。)や一般病院との間の診療連携体制の整備に努めます。

北海道アレルギー疾患医療連絡協議会の設置

「北海道アレルギー疾患医療連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置し、診療連携体制の在り方の検討や情報提供、人材育成等の施策の企画・立案や実施など、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進します。

ガイドラインの更なる普及

身近な医療機関において標準的な診療を受けられるよう、国や学会等と連携を図りながらガイドラインの更なる普及に努めます。

(情報提供・相談体制の確保)

アレルギー疾患に係る情報提供

国や学会等から最新の情報を収集した上で、市町村等と連携し、地域住民が必要とする情報を分かりやすく提供します。

適切な自己管理に関する情報提供

- 国や関係団体と連携し、ガイドラインに基づく医療機関の適切な患者指導を推進するとともに、患者に対し、自己管理方法を分かりやすく情報提供されるよう働きかけます。
- また、連絡協議会が企画し拠点病院が関与する、患者やその家族に対する定期的な 講習会や地域住民に対する啓発活動等を実施します。

相談体制の充実

- 厚生労働省主催の相談員養成研修会に保健所職員を派遣するなど、相談対応に関する資質の向上を図ります。また、相談内容に応じて、アレルギー協会や専門医療機関等を紹介するなど、住民の相談ニーズにあった相談体制を構築します。
- 拠点病院は、学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市町村の教育委員会や市町村関係部局に対し医学的見地からの助言・支援を行います。

【アレルギー疾患医療における連携図】

アレルギー疾患の医療提供体制

